

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
 ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
条例骨子について	前文		●私は、NPO法人で市民と議会の対話集会の開催に向けて検討しており、本日は先進事例として見学に伺いましたありがとうございます。議会基本条例は、他自治体の取り組みを参考に条文だけを整理すれば簡単に出来てしまいます。ポイントは、条例制定過程でいかに市民の声を聞き、一緒に作り上げるかだと思います。そういう意味では、本日の報告会は非常に意義のあることだと思います。3月制定まで、上記主旨から、前文には「市民との対話」について盛り込む必要があると思います。がんばってください。	「市民との対話」については、第3章 市民と議会の関係の中での議会報告会や意見交換会で、盛り込んでいく予定です。
	前文		●前文に入れたいキーワードのうち特に入れたいキーワードに「市民主権」がはずれているのはなぜか	この条例は、市民から負託を受けた議員で構成する「議会に関する基本事項を定める条例」であるため、現時点のキーワードとしては含まれていません。今後成文化する中での議論となると考えています。
	前文		●10年後の議会の姿の理想像をどう描いているのか明らかにして欲しい。	成文化のなかでの議論となると考えます。
	前文		●キーワードに政策立案力の強化が無いのは残念	成文化のなかでの議論となると考えます。
	1章 (目的)		●条例第1条 目的に「市民が開かれた議会」とあり、議会で「やじ」「居眠り」がみられ、傍聴している市民から見るとこれが市民から選ばれた議員の議会かと思われる事がある。目的の前に「綱領」等を設けてはいかがなものでしょうか。・・・→例えば 1. 市民のために ○・○・○ ※この条例に反した場合は明確にしてください。素晴らしい条例にしてください。	ありがとうございます。条例制定の形式があるため綱領を設けることはできません。条文内容は、別に解説や運用基準を作成する予定です。条例に反した場合は、必要であれば条例の範囲内で別に罰則について協議することとなりますが、原則的には性善説で前向きに改革に取り組みます。
	2章 (議会の活動原則)		●実行を担保すべき（例：第2章【議会の活動原則】のうち、「市民の多様な意見の的確な把握」はどのようにして実行するのか十分検討してもらいたい	十分検討させていただきます。当面、議会報告会や意見交換会の継続的な実施及び議会アンケートの実施、インターネットの有効活用などを通じて市民の多様な意見の把握を実施していきたいと考えています。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
条例骨子について		II	●議会及び議員の活動原則については、是非議論を深めて実効力のある条文にして欲しい。具体的に議員のレベルアップを支援する規定にして欲しい。	特別委員会において、十分議論を深めておりますが、現状に甘んじることなく更なる議論を重ねます。
			◆「議決に当たっては、市民の負託に応えるため、議員各自の意思決定により議決権を行使する」	審議結果のみをご覧になると、会派などに拘束されているように思われることもありますが、厳密には議員は個人の意思によって議案の賛否を表明しています。
		2章 （議員の活動原則）	●議員の立法機能を発揮されることを期待しております →議員提案条例の積極的な展開。	立法機関である議会のあるべき姿であり、積極的な展開の実現に向けて努力します。
		2章 （議員の活動原則）	●今後は議員の自己研鑽がますます求められます。さらに、議決能力を持つ集団（議員）が政策提案的な条例提出能力を磨くことが望まれます。	第2章の（議員の活動原則）に議員の自己研鑽を規定しており、さらに具体化する制度として、第8章には、（議員研修の充実強化）を規定しております。
		2章 （会派）	●議員は本来個人の意見が反映されなければならないが、賛成・反対は会派で行われている。なるべく会派内での拘束をなくし、個人の意思で議決することとしてほしい。・・・会場内意見より	会派というのは、政策を中心とした同一理念を持つ議員の集合体です。審議結果を見て拘束されているように思われることもありますが、厳密には議員は個人の意思によって議案の賛否を表明しています。
			◆「議決に当たっては、会派拘束を行わない」	上記と同様です。
		2章 （議長の権限と役割）	●「市長への市議会招集の請求権」をこの基本条例にも明記したらどうか。	市長への市議会召集請求権は既に存在します。成文化する段階で議論します。また請求権よりも市議会の招集権を議長にも付与する法改正が望まれます。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
条例骨子について		3章 （市民参加・市民との連携）	●各議員には、支持者が大勢いるはず。その支持者を集めて月に1回とか、年に何回か議会報告会や意見交換会などを開いて市民の身近な意見を持って議員同士の話し合いをして、市民の福祉向上に役立ててほしい。（ここでは現実的な生活くさい意見がでると思います。	流山市議会には、既に個または会派レベルで支援者等への報告会を実践をしている議員が多数存在します。議会報告会や意見交換会は、議会全体の取り組みとして定期的を開催することを前提に検討をしていきます。
			◆「陳情・請願に対する詳細な説明を受ける機会を設け、議員が質疑し、陳情者が応答する審議を行うこと」	既に流山市議会においては、請願・陳情者に趣旨説明の機会を設けています。市民の意見に傾聴することは大切なことであり、「参考人制度」などの活用により、陳情者に対する質疑・応答の運用について特別委員会内で前向きに検討しています。
			◆「議会（委員会を含む）審議においては、審議骨子資料を傍聴者に配布すること」	議案・審議資料は執行部からの提出書類であり、可能な限り実現できるように、執行部に対して、協力を依頼していく方向で検討します。
			◆「議会報告は閉会期間に行うことを原則とし、小学区を基本とし、報告及び市民との意見交換を行う。ただし、自治会等の要望があれば、行うことができる」	開催単位や回数については今後も議論を重ねます。
		3章 （市民参加及び市民との連携）	●議員は市民の負託を受けて代表となっているので、施策の議決に当たっては自身の考えにしたがって賛否を決意すればよいが、その判断が市民全体にとって良いか悪いか判断しにくい場合、広く市民の声を聞く必要があると思う。この時、偏って市民の声を聞いた場合、市政はうまくいかなくなります。したがって、個々の施策についての市民の声を聞くに当たっては、特定の団体が市民の声としてまとめたものを採用するのは非常に危険であると思う。この点を自治基本条例も含め、配慮された条例制定をお願いしたいと思います。	議会制民主主義に則り、白紙委任をしている選挙民やサイレントマジョリティーに対する配慮を、政治上どこまでどのようにして担保していくのかということについては、特別委員会をはじめ、議員全員で、今後も議論を重ねたいと思います。インターネットの有効利用というのも、数あるひとつの手段かも知れません。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
1	条例骨子について	〃	●市民に開かれた議会なので「市民参加及び市民との連携」の位置づけはよい。しかし、10月4日のフォーラムでは、一段高い立場から説明するんだというように感じました（間違えかもしれませんが）一歩進めて「議会と市民との協働」という言葉をつかってはどうか。	10月4日に開催した、シンポジウムは、現在取り組んでおります「議会基本条例」の内外への発信と市民の皆様からのご意見を頂くことを目的に開催したものです。決して、高いところからという意識はございません。また、市民との関係については、成文の中で議論してまいります。
		〃	●各議員が後援会など身近な団体に報告し、意見を吸い上げればよいという意見には賛成できません。今回のような超党派の議員との公開された報告会を望みます。	各議員の個別の報告会も市民意見の把握の場として大切な議員活動であると考えます。今回「議会基本条例」に位置付ける報告会は、ご意見いただいたとり、流山市議会の全議員により開催する報告会であります。
		4章 （地方自治法第96条第2項の議決事件）	●栗山町で定めているように、具体的な部分（項目）まで規定しないと、いままでどおり執行部のやりたい放題になってしまい、議決した部分と実際の事業部分に乖離が生じてしまうと思う・・・（会場発言より）	議決事項の内容精査は十分行うべきであると考えていますので、今後、成文の中で特別委員会での議論を重ねます。
		〃	◆「法令に基づく議決事項の基本計画の他、総合計画に基づく実施計画、重要な基本計画について議決することができる」・・・実施計画、基本計画など記載	上記に同じ
		（議員と市長等執行機関との関係）	◆議員が必要な行政資料の請求は議会として行政に資料提出を求める（即ち議長名で）こと」	運用上は既に規定されているので、基本条例に盛り込むかどうかについては、今後議論を重ねます。
		8章 （議員研修の充実強化）	●「第8章の議会及び議会事務局の体制整備」によって、”政策立案”能力を高めようというものかと思われるが、議員立法を議会事務局に”お任せ”するだけにならぬよう、議員自らつくるよう資質向上されたい	現在もそのように対応しておりますが、議員自らがリーダーシップを発揮して、今後も前向きに取り組めます。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
条例骨子について		9章 (議員の政治倫理)	●「議員と公務員の倫理について」 昨今、議員と公務員の不正は目に余るものがある。役人の不正の歴史は、1400年前の聖徳太子以来続いている。もう、役人の良心を期待していても改善されない。したがって罰則を厳しく、金銭（税金）上のトラブル、業者との癒着に対しては免職するとしてほしい。（自治条例も含む）	性悪説ではなく、性善説で流山市議会の改革に邁進する所存ですので、ご理解をいただきたく存じます。
		第9章 (議員定数) (議員報酬)	●規定内容のなかに「考慮すべき視点」「総合的に検討」とはまだまだあいまいで議員同士でも意見の違いがあるように見受けられる。成文化し条例案ができた時にもう一度市民に説明してほしい。	現在、骨子の段階で意見を聞くことが大切と考えていますので、いただいたご意見を参考に成文段階で十分検討します。
		10章 (最高規範性)	●「最高規範性」の定義に関し、（議会運営にかかる最高規範）は不適切な用語の用法ではないか。（議会活動における最高規範ではないのか）	「最高規範性」の定義に関し、（議会運営にかかる最高規範）は不適切な用語の用法ではないか。（議会活動における最高規範ではないのか）
		10章 (見直し手続き)	●改善・改革において「継続は力なり」といわれています。現在28名の議員さんが参加して議会基本条例を策定し、改革を続けていこうという意思が伝わります。しかし、議員ががらりと変わった時に揺り戻しにならないか心配です。そうならない仕掛けを基本条例に盛り込めないでしょうか？。新議員個人に任せるのであれば若干心配です。何らかの歯止めが必要ではないでしょうか？	我々市議会でも「議会基本の制定」が議会改革のゴールではなく、更なる推進のための「新たなスタート」であると考えおります。まさに「継続は力なり」に同感いたします。条例が流山市議会の規範として機能するしくみを今後も特別委員会で議論してまいります。
		全体	●全般的に見てよくできていると思う。今後の具体化に期待します ●二元代表制をより機能的に働かせる議会基本条例を目指して欲しい。議員立法に力をつけて、市民の負託に応える議会活動を展開することを可能にする条例であって欲しい。	今後も成文化を含め、十分議論をしていきます。 今後も十分議論していきます。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
	条例骨子について	全体	●現状を成文化しているだけで終わることのないように。例えば、基本法（地方自治法）を超えても必要と思う事項も取り上げるような意気込みでまとめられることを期待しています。	特別委員会内で議論を重ねます。
●日経グローバル（NO108、2008、10.6）の特集号に松野委員長談として「議会のステータスはどんどん落ちてきている。基本条例制定を、市民の信頼を取り戻す第一歩にしたい」と力強い決意表明が掲載されていますが、ご苦労様です。ただ、自治基本条例と同時可決を目標に進められておりますが拙速となつては残念ですので慎重に取計らってはいかがですか。			議会基本条例は平成18年の地方分権特別委員会より、議会改革の項目として検討しています。平成19年からは議会運営の最重要課題として位置づけ、平成21年3月議会の上程を目指して議論を重ねていますので、その範囲内で慎重に議論を重ねます。	
●幅広い市民の代表としての議会というのであれば、年齢構成・男女比などの視点が条例骨子から抜け落ちていると思う			議員の年齢構成や男女比などについては、市民の投票結果によって決まります。この点について、一定の基準を決めることは現在の法の中では出来ません。よって条例には反映反映させられません。	
●議会の開催日時の考慮なども考えてみるべきでは			会期及び開催日時の見直しについては、議論を重ねます。	
●大変勉強になりました			ご参加いただき有難うございます。	
●素晴らしい骨子だと思います。ただ、現状の議会を見ていると実行できるのか心配です。これからの議会で素晴らしいところを見せて下さい。期待しています。自治会として賛成していきます。がんばって下さい。			ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。	
●素晴らしい条例の取り組みに感謝します。			ありがとうございます。	
●「今・変わる！流山市議会」期待しております。			ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。	
●全体的に賛成する。	ありがとうございます。			

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
	条例骨子について	全体	●議会の「やし」を否定する意見も出たが、国会などでも白熱の場面では野次がありこの方が緊張関係がみえてよい。	ありがとうございます。今後、特別委員会で協議を重ねます。
●たいへん充実した内容に敬意を表します。議会改革の動きをどんどん進めていただければと思います。			ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。	
●おおよそ理解でき有益でした。			ありがとうございます。	
●まことに素晴らしい、実効できたら尚よい。			ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。	
●立派なものだと思う。			ありがとうございます。	
●市内の優秀な人材がたくさん居る。この人たちを登用すべきだと思う。			今後、特別委員会で協議を重ねます。	
●議員定数は、28名が多いとか少ないという数だけを言うのではなく、28名の議員が緊張感をもって活発で有意義な審議が実施されているかどうか重要。実施されていれば現状でよし。実行されず「居眠り」「レベルの低い議論」等、議会を馬鹿にしているようであれば市民の厳しい目で定員を減少したらよい。現状、4名ほど不必要。			今後、特別委員会で協議を重ねます。	
●定数の削減問題については、政策立案能力を高めたいので、全市的な地域政策を考えるのは、より少ない議員で良いのではないかと考えます。行政が縦割りに陥りやすいと現実と感じます。この実現には、議会制度の根幹に触れる改革が必要となるでしょうし、人・もの・金・情報をもっと強化する必要があるでしょう。議員に政策秘書をつけることも一つの考えである。しかし、実際には難しい。	//			

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
 ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
			<p>●議会機能を満足させようとするするとそれ相応の議員数は必要と考えます。ただ市民から削減論ができるのは役に立ってないと考えているからでしょう。流山市のよりより住みやすいまちづくりに貢献しているのであれば（市民満足度が高ければ）今の定数でもOKではないでしょうか。そこで、議員の評価制度（勤務評定みたいなもの）を取り入れることは可能でしょうか？選挙はマニフェストを義務付け、それをベースに実績をだ三者機関が評価することは可能でしょうか？</p> <p>●地域政策の立案機能の重視については、条例に盛り込んでほしい。この機能を強化するには、人・もの・金・情報の要素の強化をしなければならないと思う。地域政策立案スタッフの増員・立案のための情報（データ）調査分析について、条例規則に明記すべきでは。</p> <p>●素晴らしい項目が並んでおり、ぜひ実現していただきたい。現状と今後についても条文解説などで明らかにしてほしい</p>	<p>今後特別委員会で協議を重ねることとなりますが、議員の評価、マニフェストの問題については、議会運営委員会の「議会改革」の項目として議論することになると考えております。</p> <p>第2章 「議員の活動原則」にございますように、立法機関として、積極的な政策立案を目指していきたいと考えます。また、第8章にある、「議会事務局の体制整備」や「議会広報の充実」などにより機能充実を図っていきたいと考えております。条例には、別に解説や運用基準を作成する予定です。</p> <p>ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。条例には解説や運用基準作成する予定です。</p>
2	議会全般について		<p>●選挙運動時の街宣カーのパワーのみでなく、当選後の地域での政策勉強会を必ず行うべきである。</p> <p>●公共施設での利用条件の利用禁止項目に「政治活動」とあるが、議員と市民が地域課題や政策の議論をするために禁止項目から削除すべきです。そうした「会」を「票集め」と解釈してはならないと思う。・・・利用できるのであれば私の勘違いです。期待を込めて・・・！！</p> <p>●市全体の問題よりも「各会派の点数稼ぎ」に力を入れているように思われる</p>	<p>議会報告会や意見交換会の開催により実施をしていきます。</p> <p>議会報告会や意見交換会に関して、公共施設の利用制限はございません。</p> <p>大変申し訳ございませんが、質問の主旨がわかりません。各会派の点数稼ぎをしている議員は存在しないと認識しています。</p>

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
2	議会全般について		●議会開催日の発表が遅すぎる少なくとも一週間前には公表してほしい。	議会だより発行時（5・8・11・2月／開催月の1ヶ月前）に、紙面及び議会ホームページで次回開催予定日を掲載しています。ご確認ください幸いです。
			●傍聴の意欲を高めるための一つの方法として、議会終了後の最大5～10分（一人3分以内）で傍聴者の感想を聞くようする。また、アンケート用紙を用意しておく、傍聴者の声を集めるようにしてはどうか。傍聴者にも資料を配布（回収）することを実施して欲しい。	本年より、本会議の傍聴者の方へ、アンケート調査を実施しており、今後も分かりやすいアンケートの実施によって傍聴者のご意見を伺ってまいります。傍聴者への資料配布などのご提案については、執行部への協力依頼を含め、「議会改革」の項目として議会運営委員会で協議します。
			●議決した内容（成果物・制度や工事・建設など）が目的どおり機能しているか否かを継続的に監視することを怠らないで責任を持って欲しい（決めて後は知らないは無責任）	予算執行については決算審査特別委員会で審査をしております。経年した事案については、一般質問等で取り上げ、行政のチェックを行っております。
			●本会議傍聴者への「一般質問通告書」の配布について→回収はやめてほしい。	これまでも、希望者へは、通告書の配布を実施しています。現状として200人を超える傍聴者へ全て配布することは、環境面、経費面から適切ではないと考え、現在の形としています。議会ホームページから通行書のダウンロードが可能ですので、ご理解いただきたいと思います。
			●会議資料も見せてほしい	議会内での作成資料と執行部からの提出資料があり、執行部に協力依頼をすることも含め、ご提案の実現に向けて、議会運営委員会で協議します。
			●”傍聴人心得”という言葉を変えてほしい。	議会運営委員会で協議します。
			●各議会活動については、①議会だより②議会会議録③広報ながれやま④各会派の活動報告⑤議員個人の活動記録などで概略承知しておりますが、このうち③の広報ながれやま（月二回発行）の市政情報欄を更に活用されてはいかがですか。	広報ながれやまの編集権は執行部にあるため、その活用については執行部と相談し、検討します。
			●請願・陳情について、提出者に発言出来る機会を与えてほしい。・・・（会場発言より）	現在も既に、提出者には、趣旨説明として、ご発言いただく機会を設けています。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
			●議決した事項がどのように実行されているのか、決算という数字だけでなく、その後のチェック機能も議会で果たして欲しい。・・・（会場発言）	予算執行については決算審査特別委員会で審査をしております。経年した事案については、一般質問等で取り上げ、行政のチェックを行っております。
			●今回、自治基本条例の進行に合わせるように議会基本条例が議員自らの手で進められていることは大変有意義なことと思う	自治基本条例の進行に合わせているわけではありませんが、議会独自の取り組みとして、今後も精力的に進めていきます。
			●まず、議会としてあるべき姿をそれぞれの議員が市民を巻き込みながら一緒に考えていく。このプロセスはとても大事。議員もともに成長していけると思う。次回（11月15日）で終わるのは残念。条例案ができたところで、再度「報告会」をもってほしい。	第3章で議会報告会を規定しているので、実施に向けて議論を重ねます。
	議会全般について		●開かれた議会、今変わる議会にするには、第一に議員一人一人が常に市民の目線に立って地域の課題の解決に行政の議案を論議し、論点を明確にして、修正議決する意気込みが大切である。今日議会広報等による質疑などの審議結果の議決可否状況によると殆どが行政議案に多数議員による会派が賛同し議会として修正を求めた議案が見られない現状を打破する必要がある。これら現状を打破するためには、議員一人一人が市域全体の課題を把握し、課題の解決に議員の自由討議において優先順位を付け、行政の議案の修正に取り組むことが市民の負託に応える議会の活動の姿となるよう取り組んでいただきたい。	ご意見を踏まえ、今後も議論していきます。
			●一議員の仕事の量やこういう計画をしているとか市の広報では分かりにくいので年に一度ぐらいは「報告会」や「質問の場」を作ってはどうか（各自治会レベル）	議会報告会や意見交換会の開催により実施していきます

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
	議会全般について		●流山市には議員がいるわけで、その方々を大きく分割し、その地域は誰が担当するのか、誰が担当しているのか不明です。（地域＝地区）の議員の担当。「この地区は〇〇議員が担当です」と明確にし、議会報告、問題事項の聴取を行う事が大切だと思います。	議員は市全体の福祉向上のために議会活動を行うのが負託を受けた議員の本来の使命であります。したがって担当地区制は適当ではないと考えます。しかし、「議会報告会」などの開催については、担当地区制も念頭に運用方法を研究していきます。※今後、特別委員会で協議を重ねます???
			●こういう会の進め方こそ、議会改革への意欲、考え方が表出すると思います。さらなる創意工夫を期待します。	ありがとうございます。ご期待に添えるよう議員一同、精進を重ねます。
			●議場に国旗、市旗を掲げていただきたい。	過去に検討した経緯がございます。現在、議員間の合意が図られておりませんので掲げておりません。
			●お互いの意思に対し、うらみ、つらみを言わぬようにすること。	議員個人の言動については、議会において責任は持てませんが、少なくとも公の場で、うらみ、つらみで活動している議員は当市議会には存在しません。
			●生身の人間のすることであるので、（ロボットではないということ）お互いを認め合って流山市を形成して行って下さい。	既に、お互いを認め合って活動をしてしておりますが、今後も精進を重ねます。
			●議員はある程度専門家になってほしい。	今後、特別委員会で協議を重ねます。
			●議会を活発にしてほしい。	引き続き、精進を重ねます。
			●市民の声を聞く方法を研究されたい	議会制民主主義に則り、白紙委任をされている選挙民やサイレントマジョリティーに対する配慮を、政治上どこまでどのようにして担保していくのかということについては、特別委員会をはじめ、議員全員で、今後、議論を
			●議員定数は今の状態がベストのように思う。	今後、特別委員会で協議を重ねます。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
	議会全般について		<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加議会があってもよいと思う。 	日本は議会制民主主義の国家ですので、選挙によって負託を受けていない市民が議員になることは不可能ですが、市民の方々の声を聴き、開かれた議会を目指します。
	議会全般について		<ul style="list-style-type: none"> ●今後市議会に求められる役割として <ul style="list-style-type: none"> ①首長に対する監視機能 ②首長の政策を修正し、代案を提示する機能 ③地域政策の立案機能・・・議員提出の条例が増えることが望まれる。（直近1年では、「子育てにやさしいまちづくり条例」は評価できる） 	監視機能としての議会、立法機関としての議会が、二元代表制の中における、本来の議会のあるべき姿であり現在もそのように取り組んでおります。今後も、議会基本条例の制定により、さらに推進にむけて取り組んでまいります。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●一つの質問の4つの回答は不要であった。それだけ党派によって答えが異なるというよりもう少しまとめるべきだと感じた（一問一答を望みます） 	議会は合議体ですが、現実には意見がひとつにまとまらない場合もあります。多様な意見が介在することこそが議会制民主主義だと考えています。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●報告会を開催していただきありがとうございます。 	ご参加いただき有難うございます。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●是非、今回に続く「報告会」を2～3度開催してほしい 	第3章で議会報告会を規定しているので、実施に向けて議論を重ねます。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●質問はひとり◎分というルールを決めた方がよい。そうは言っても、報告会は意見のおしつけや陳情合戦になる危険性があるが、市民と議員との応答関係が保たれた事は、流山市民の水準の高さを示したのと感じました。・・・（市外からの参加者より） 	今後、質問のルールについても、再検討を重ねます。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●どこでもそうですが、市民の参加が高齢男性に偏ってしまうのはしょうがないですかね。 	私たち議員も市民の方々の報告会への参加推進に努めますが、参加者の皆さんも、ご協力いただきたいと思います。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●質問も回答も短くしてほしい。 	ご意見を考慮し、円滑な運営に努めます。
	議会報告会について		<ul style="list-style-type: none"> ●今日は骨子の説明会であったが、素案の説明会はいつ予定されているのか。ぜひ素案についても説明会を開催してほしい。 	素案の説明会は時間的・物理的に不可能と考えますので開催の予定はありません。事前にホームページで公開し、市民の方からの意見を伺える仕組みを構築します。

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名

※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
そのほか	議会報告会について		●意見交換ということで大いに期待していただけに、質問のみとなったことは残念でした。	今回の報告会では時間的制約がありましたので、ご理解ください。議会報告会については今後も開催していきますのでその運営の中で検討していきます
			●初めての報告会と意見交換よかったと思います。これからも閉会期間を利用して議会活動として開催してほしい。ただし、開催場所を多くし、市民の参加が出来る工夫をしてください。	第3章で議会報告会を規定していく予定ですので、実施に向けて議論を重ねます。
			●このような会を年に何回か計画し実行してほしい。	今後、特別委員会で協議を重ねます。
			●市民の声を聞く姿勢に議員の方々のやる気を感じました。もっと自信をもって進められたら宜しいのではないですか。ただ、罰則は条例に必ず入れて下さい。	ありがとうございます。罰則規定については、今後も特別委員会で協議を重ねますが、原則的に性悪説ではなく、性善説で流山市議会の改革に邁進する所存ですので、ご理解をいただきたく存じます。
			●意見交換会の名称の方が参加しやすいと考えます。	第3章「市民と議会の関係」の成文化の中で、議論していきます
			●骨子説明30分に対して、スライドの枚数が多すぎたと思う。（35枚）、スライド1枚あたり2分間の説明としても15枚ぐらいが限界です。結果、内容の説明が長引いてしまった。もっと内容を絞り込まれた方がよかったと思います。今後、このような機会が増えると思いますので敢えて書かせていただきました。	プレゼンテーションの方法についても、よく研究し、参加者に分かりやすく、バランスのとれた運営を研究していきたいと考えます。
			●左翼思想の持ち主は国民のことまでも市民市民と呼びつけているが、日本国民、市・町・村（市民・町民・村民となる）と区分すべきと思うが。	イデオロギーも大切ですが、イデオロギーよりも市民起点の政策重視で、今後も議会運営に邁進する所存です。
			●病院・介護・教育等、流山らしい政策を立てないと3年、5年先が心配	第2章 「議会の活動原則」にございますように、立法機関として、積極的な政策立案を目指していきたいと考えます。
			●いろいろ意見がでてよかった。	ありがとうございます

議会基本条例報告会

要望シート速報値集計表

- ※（日時；平成20年10月25日（土） 2時～4時） 場所：南流山センターにて 一般参加者人数 31名
- ※（日時；平成20年11月15日（土） 2時～4時） 場所：北部公民館にて 一般参加者人数 26名

※：◆部分は具体的条文化についての要望事項となっている。

2 ご意見・要望記入内容

設問	設問項目	関連（章・項目）	ご意見	議会回答欄
	議会報告会について		●動員をかけるのは問題であるが、もっとたくさんの方に参加してもらうことはできなかったのかどうか？報告が少し長く意見交換の時間が少なくなり残念。	出来る限り多くの方に参加していただく工夫を含め、このような報告会の運営について今後も研究してまいります。
			●本日の報告会に参加し、いろいろな議員の方が自由に意見を述べられ参加者と意見交換したことは素晴らしいことで、基本条例成立後の在り方でも実現していただきたい。	「議会報告会」・「意見交換会」などの開催を議会基本条例に位置付け実現して参りたいと考えております。
			●基本条例の策定作業が精力的に急ピッチで進められている様子を拝見し、その努力に敬意を表すると同時に来年3月に成立することを期待します。	来年3月議会制定に向けて、今後も精力的に取り組んでまいります。